

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社A（以下「会社」という。）が運営するコンビニエンスストアB店のパート従業員として雇用され、販売業務に従事していた。

再審査請求代理人（請求人の叔母）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日の夜半「明日から14日連続勤務が続く、しばらく休みなしできつい」と独り言のようにつぶやいていたが、いきなり引きつけを起こし、狂ったように悲鳴のような声で泣きじゃくったという。その様子を見ていた請求人の病気療養中の母親が倒れ、同月〇日C病院に救急搬送され、救急車に同乗していた請求人は興奮して泣き叫び、錯乱状態であったため同病院の精神科に受診し「解離性障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、平成〇年〇月に交代した会社の店長から執拗ないじめや嫌がらせ等を受けたことによって本件疾病を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成○年○月○日付けの意見書で、要旨、請求人は平成○年○月○日にICD-10診断ガイドラインの「F44 解離性障害」を発病したと意見している。医証及び請求人の申述等からみて、当審査会としてもD医師の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

(4) 請求人には、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(5) 「特別な出来事以外」について

請求人らは、本件疾病発病の原因として、要旨、①平成○年○月○日に店長が交代して以降、本件疾病を発病するまでの間の約9か月間にわたり店長から

執拗ないじめや嫌がらせを受けたこと、②平成〇年〇月上旬、業務中にフライヤーの掃除をしていて左前腕を火傷したこと、③上記②の火傷について店長が火傷の事実を隠蔽し、労災請求をさせなかったことを主張するので、以下に検討する。

ア まず、①については、店長の申述等から、店長は請求人がミスをしたときに叱責する言葉として「バカ」、「アホ」、「吊すぞ」等の不適切な発言をした事実は認められる。請求人は店長から「精神的に追い詰める」等の暴言があったとしているが、店長はこうした発言をしたことは絶対にないと否定し、会社関係者の申述からも客観的に確認できない。したがって、①の出来事は認定基準別表1の「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」ではなく、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価するのが相当である。また、上記①の出来事は、その後の業務に大きな支障を与えるほどのものであったとは考え難いことから、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ 次に、②については認定基準別表1の「病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するが、請求人の火傷は負傷後通院による軟膏治療で平成〇年〇月〇日に治癒していることが認められることから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 最後に、③については、認定基準別表1の「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、店長は労災請求について認識不足だったと申述し、同年〇月〇日に労働基準監督署に労災請求の手続きをしており、違法行為を強要したとまでは認められないため、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(6) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」程度となり、請求人の業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。